

個人番号カードの廃棄等に関する要綱

平成28年8月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードについて、適正な管理を行うため、廃棄等の必要な事項を定めることを目的とする。

(個人番号カードの交付期限)

第2条 個人番号カードの交付期限は「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」（以下「交付通知書」という。）を送付した日から90日とする。但し、90日後の日が休日その他政令で定める日に該当するときは、前段の規定に関わらずこれらの日の翌日をその期限とみなす。

(個人番号カードの交付の催告・廃棄)

第3条 前条の交付期限を過ぎても個人番号カードの受領がなかった場合、交付期限を30日間延長し、その旨を申請者に通知する。

2 前項に定めた期限を過ぎても個人番号カードの受領がなかった場合、30日間個人番号カードを保管の上、次条により廃棄する。

3 前2項の規定に関わらず次に掲げるいずれかの場合においては、当該個人番号カードを前項と同様に廃棄する。

(1) 防府市から転出している場合

(2) 住民票が消除されている場合（前号の場合を除く。）

(3) 個人番号又は住民票コードが変更されている場合

(4) その他の事由により当該個人番号カードを交付することができない場合

(個人番号カードの廃棄)

第4条 廃棄は、半導体集積回路と個人番号カード券面の個人情報を読み取れないよう個人番号カードを細かく切断することによって行うものとする。

2 個人番号カードを廃棄したときは、個人番号カード交付状況管理簿に、次に掲げる事項について記録する。

- (1) 氏名
- (2) 交付通知書送付日
- (3) 廃棄年月日
- (4) 個人番号カード保管期間
- (5) 廃棄理由

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。